

「砂利の採取計画等に関する規則（昭和四十三年通商産業省・建設省令第一号）の一部を改正する省令（案）」に関する意見公募手続の結果について

令和5年12月1日
経 済 産 業 省
製 造 産 業 局
素 材 産 業 課

「砂利の採取計画等に関する規則（昭和四十三年通商産業省・建設省令第一号）の一部を改正する省令（案）」について、令和5年10月27日から同年11月25日まで意見公募手続を実施しました。

1. 意見公募手続の実施方法

- (1) 募集期間：令和5年10月27日（金）～令和5年11月25日（土）
- (2) 告知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載、窓口配布
- (3) 意見提出方法：e-Gov 意見提出フォーム、郵送又は電子メール

2. 意見公募の対象

「砂利の採取計画等に関する規則（昭和四十三年通商産業省・建設省令第一号）の一部を改正する省令（案）」

3. 提出意見数 5件

4. 提出された御意見及びそれに対する考え方

提出された御意見及びそれに対する考え方は別紙のとおりです。